

令和 8 年 9 月岡山県議会定例会提出予定案件

令和 8 年 8 月 2 8 日

件 名		内 容		
1 予算案件 (2)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和 8 年度岡山県一般会計補正予算 (第 3 号)		837, 491, 457	1, 663, 015	839, 154, 472
特別会計 令和 8 年度岡山県港湾整備事業特別会計補正 予算 (第 1 号)		繰越明許費補正 福島地区造成事業		
2 事件案件 (6)	1 公有財産の取得について (1)	◎取得する物件 岡山市北区日応寺1277番13号他 【建物】 岡山空港旅客ターミナルビル (家屋番号1277番13の 1) 岡山空港貨物ターミナルビル (家屋番号1210番) 岡山空港旧貨物ターミナルビル (家屋番号1277番11) 岡山空港第 2 蔵置場 (家屋番号1176番) 他上記建物の附属建物 3 棟 【建物附属設備】 上記建物に附属するすべての設備 計335点 【構築物】 浄化槽等 計38点 【機械装置】 旅客搭乗橋、荷物受取所ベルトコンベア等 計17点 【工具器具備品】 CUTE端末設備、フライト情報表示設備等 計98点 契約の相手方 岡山市北区日応寺1277番地 岡山空港ターミナル株式会社 代表取締役社長 庄 英利 取得予定価格 1, 633, 500, 000円 契約締結の時期 令和 8 年度中		
	2 物品の取得について (2)	◎取得する物品 ノート型パーソナルコンピュータ 1, 584式 契約の相手方 岡山県備前市伊部1722番地 1 株式会社ラインズオカヤマ 代表取締役 松井 秀之 取得予定価格 102, 749, 328円 契約締結の時期 令和 8 年度中		

件 名		内 容
	3 令和7年度地方公営企業会計における決算認定等について (3)	◎取得する物品 タブレット型パーソナルコンピュータ 1,340式 契約の相手方 岡山県岡山市南区米倉42番地の1 株式会社プローバ 代表取締役 栗田 真志 取得予定価格 82,529,260円 契約締結の時期 令和8年度中 ◎令和7年度岡山県営電気事業会計における剰余金の処分及び決算認定について ◎令和7年度岡山県営工業用水道事業会計における剰余金の処分及び決算認定について ◎令和7年度岡山県流域下水道事業会計の決算認定について
3 条例案件 (5)	別紙のとおり	
4 報告案件 (1)	1 知事の専決処分した出願特許における拒絶査定不服審判請求について (1)	◎県と株式会社戸田レーシングが共同出願した特許について、拒絶査定で示された拒絶理由が妥当ではないことから、特許庁に対し、拒絶査定の取消を求め、特許法第121条第1項の規定に基づき拒絶査定不服審判請求を行うため、8月17日に専決処分したもの
5 そ の 他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について (1法人) 地方独立行政法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果について (1法人)	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 10件 1,760,391円 ◎河川管理施設管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 1件 139,684円 ◎急傾斜地崩壊危険区域の管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 1件 410,300円 地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告するもの ◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター 地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告するもの ◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

件 名	内 容
地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人の経営状況を説明する書類の提出について (26法人)	◎岡山県土地開発公社 ◎公立大学法人 岡山県立大学 ◎地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター ◎株式会社吉備高原都市サービス ◎井原鉄道株式会社 ◎岡山空港ターミナル株式会社 ◎一般財団法人 岡山県国際交流協会 ◎公益財団法人 児島湖流域水質保全基金 ◎公益財団法人 岡山県郷土文化財団 ◎公益財団法人 岡山県スポーツ協会 ◎公益財団法人 岡山県健康づくり財団 ◎公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター ◎公益財団法人 岡山県動物愛護財団 ◎一般財団法人 岡山セラミックス技術振興財団 ◎株式会社オービス ◎公益財団法人 岡山県産業振興財団 ◎公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団 ◎公益財団法人 中国四国酪農大学校 ◎株式会社岡山県食肉センター ◎公益財団法人 岡山県林業振興基金 ◎公益財団法人 岡山県水産振興協会 ◎一般財団法人 吉井川水源地域対策基金 ◎水島港国際物流センター株式会社 ◎公益財団法人 倉敷スポーツ公園 ◎公益財団法人 岡山県下水道公社 ◎公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター

番号	題 名	提 案 課	概 要
1	岡山県岡山空港 条例の一部を改 正する条例	航空企画推 進課	岡山空港の管理運営の効率化を図るため、同空港の旅客取扱施設等の管理を指定管理者に行わせるものとする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山空港の旅客取扱施設等の管理は、指定管理者に行わせるものとする。 2 指定管理者の業務は、次のとおりとする。 (1) 4 の許可に関すること。 (2) 旅客取扱施設等の維持管理に関すること。 (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、旅客取扱施設等の運営に関すること。 3 指定管理者は、公共の秩序を乱すおそれのある者等に対して、旅客取扱施設等の利用を拒むことができることとする。 4 旅客取扱施設等を利用しようとする者等は、指定管理者の許可を受けなければならないこととする。 5 指定管理者は、条例に違反している者等に対して、許可の取消し等必要な処分を行うことができることとする。 6 旅客取扱施設等の利用料金は、指定管理者にその収入として収受させることとする。 7 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、特別の理由がある場合を除き、その指定を受けようとするものを公募するものとする。 8 知事は、一定の要件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。 9 その他規定の整備を行う。 （ 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日。ただし、 7、8 及び 9 の一部については、条例 の公布の日 ）
2	児童福祉法に基 づく指定通所支 援の事業等の人 員、設備及び運 営の基準等を定 める条例の一部 を改正する条例	指導監査課	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所等の児童対象性暴力等の防止の基準を定めるものである。 【主な内容】 指定児童発達支援事業所等の児童対象性暴力等の防止の基準について、内閣府令と同一の基準を定める。 （施行期日 令和 8 年 12 月 25 日）
3	児童福祉法に基 づく指定障害児 入所施設等の人 員、設備及び運 営の基準等を定 める条例の一部 を改正する条例	指導監査課	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設の児童対象性暴力等の防止の基準を定めるものである。 【主な内容】 指定障害児入所施設の児童対象性暴力等の防止の基準について、内閣府令と同一の基準を定める。 （施行期日 令和 8 年 12 月 25 日）

番号	題 名	提 案 課	概 要
4	児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等の基準を定める条例	子ども家庭課	児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるものである。 【主な内容】 一時保護委託者の登録等の基準について、内閣府令と同一の基準を定めることとする。 （ 施行期日 条例の公布の日。ただし、 一部については、令和 8 年 12 月 25 日 ）
5	岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	港 湾 課	岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 1 岡山県牛窓ヨットハーバーの業務にモーターボートのための施設等の提供を加える。 2 次の施設の利用料金の基準額を定める。 (1) 保管施設 ア クルザーヨット（陸置き） 1 隻 1 日につき 2,080 円～ 4,600 円 イ モーターボート（陸置き） (ア) 1 隻 1 日につき 2,080 円～ 4,600 円 (イ) 1 隻 1 月につき 全長が 10m 未満のもの 23,370 円～ 62,500 円 全長が 10m 以上のもの 62,500 円に 10m を超える 1 m につき 12,910 円を加算した額 (ウ) 1 隻 1 年につき 全長が 10m 未満のもの 233,940 円～ 625,380 円 全長が 10m 以上のもの 625,380 円に 10m を超える 1 m につき 129,330 円を加算した額 ウ モーターボート（海置き） (ア) 1 隻 1 日につき 2,500 円～ 5,060 円 (イ) 1 隻 1 月につき 全長が 10m 未満のもの 28,550 円～ 69,040 円 全長が 10m 以上のもの 69,040 円に 10m を超える 1 m につき 14,150 円を加算した額 (ウ) 1 隻 1 年につき 全長が 10m 未満のもの 285,670 円～ 690,610 円 全長が 10m 以上のもの 690,610 円に 10m を超える 1 m につき 141,710 円を加算した額

令和 8 年 9 月 岡山県議会定例会提案予定条例

(No. 3)

番号	題 名	提 案 課	概 要
			(2) 昇降施設 モーターボート 1 隻 1 昇降につき 3,810円～ 6,390円 (3) 修理施設 モーターボート 1 隻 1 日につき 740円 (施行期日 令和 9 年 1 月 4 日)